

## 農林水産省の取組に関する工程表

〔平成20年9月28日〕  
農林水産省事故米対策本部

課 題	具体的内容	スケジュール
<p>I 速やかに対応すべきもの</p> <p>1. 流通ルートの全容解明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流通ルートを徹底的に解明する</li> <li>○ アフラトキシン、残留農薬を最優先とし、一般カビについても、ルート解明を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎週金曜日午前に、解明状況を発表</li> <li>○ 10月末を目途に、全体像を解明</li> </ul>
<p>2. 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための国と輸入業者の契約条項の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国と輸入業者との契約において、食衛法上問題がある場合には、輸出国等へ返送・廃棄する旨を契約上明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月第2週に、契約条項を改定し、麦から輸入入札再開</li> </ul>
<p>3. 国が保有する事故米穀の廃棄処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が保有する食衛法上問題がある事故米の廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月第1週を目途に、廃棄処分を開始</li> </ul>
<p>4. 米流通に関する検査マニュアルの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厳格な検査マニュアルの作成</li> <li>○ 抜き打ち検査は、即時実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月第2週に、マニュアル作成</li> </ul>
<p>5. 経営支援対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 善意の関連事業者への回収費用等に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月第5週より、関連事業者の方々を訪問し、お詫びするとともに、状況を聞かせていただく</li> <li>○ 10月末を目途に、支援スキームを決定</li> </ul>
<p>6. 職員の処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府・事故米穀の不正規流通に関する有識者会議における、これまでの行政対応の検証結果を踏まえ、速やかに対応</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理法違反については、調査結果を踏まえ、国家公務員倫理審査会と協議の上、速やかに対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有識者会議のスケジュールによるが、可及的速やかに実施</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査は、10月第1週に完了</li> </ul>

課 題	具体的内容	スケジュール
<b>Ⅱ 次期通常国会への法案提出に向けて準備すべきもの</b> 1. 米の流通規制 ----- 2. 米のトレサビリティ ----- 3. 米の原料原産地表示 ----- 4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米の取扱業者に関する規制のあり方（悪質業者に米を扱わせないようにする方法）について検討し、成案を得る</li> <li>○ 米の取扱業者に対する仕入れ・加工・販売等の記録の義務付け、行政庁に対する報告等について検討し、成案を得る</li> <li>○ コメ関連商品に幅広く、原料米の原産国表示を義務付けることについて検討し、成案を得る</li> <li>○ 罰則の強化等について検討し、成案を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米流通に関する専門家等で構成する「米流通システム検討会（仮称）」を立ち上げることとし、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月第1週に、メンバーを決定</li> <li>・ 10月第3週に、第1回会合を開催</li> </ul> </li> <li>○ 11月中に、新制度の骨格をまとめる</li> </ul>
<b>Ⅲ 21年度を目途に準備すべきもの</b> 1. 農林水産省の業務の見直し ----- 2. 農林水産省の組織の見直し ----- 3. 検査職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内BSE発生の際の農林水産省の反省がなぜ生かされなかったのかを検証</li> <li>○ 全局庁・全地方組織の業務について、消費者・国民の視点から総点検</li> <li>○ 特に、米の売買業務のあり方については、十分検討の上、見直す</li> <li>○ 1の業務の見直しを踏まえて、組織のあり方を見直す</li> <li>○ 特に、米の売買業務に関する組織のあり方、米取引に関する検査部門のあり方（販売部門との分離等）については、十分検討の上、これを見直す</li> <li>○ 取引に係る検査ノウハウのある他省庁等との人事交流等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月第1週に、若手課長クラスを中心とする農林水産省改革チームを立ち上げ</li> <li>○ 10月中に、各局庁・各地方組織で業務の総点検を行う</li> <li>○ 11月中に、業務・組織のあり方の骨格を固め、これを公表する</li> <li>○ 21年4月を目途に、人事交流等を実施</li> </ul>
<b>Ⅳ I～Ⅲ全体について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以上I～Ⅲの農林水産省の取組について、省外の方々からの御意見を聞かせていただきながら進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省事故米対策本部で、省外の方々の御意見を聞かせていただく（1回目は、10月第1週を目途）</li> </ul>